



# 世界インパクト投資ファンド

愛称:Better World



追加型投信 / 内外 / 株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**三井住友信託銀行株式会社**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

## 委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2026年2月27日現在)

運用する投資信託財産の  
合計純資産総額 17兆8,423億円(2026年2月27日現在)

## 商品分類・属性区分

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	株式

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月7日に関東財務局長に提出しており、2026年5月8日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主に世界の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

## ファンドの特色

**1** マザーファンドへの投資を通じて、主に世界の株式の中から社会的な課題の解決にあたる革新的な技術やビジネスモデルを有する企業に実質的に投資を行うことで、信託財産の成長を目指します。

- 当ファンドは、「世界インパクト投資マザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。
- 銘柄選定にあたっては、社会的課題の解決（社会的インパクト）に取り組む企業に着目し、個々の企業のファンダメンタル分析等を行い、投資魅力のある銘柄に投資します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

**2** 実質的な運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが行います。

- マザーファンドにおける運用指図にかかる権限を、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーへ委託します。

※以下、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーおよび同社を含む運用グループを、ウエリントン・マネージメントまたはウエリントンとすることがあります。

**3** 毎年2月、8月の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として分配を目指します。

- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、委託会社が定義する「ESG投信」に該当します。

委託会社は、「投資判断におけるサステナビリティ要素の考慮の手法」と「運用戦略におけるサステナビリティ要素の重要度」を基に、サステナブルプロダクトを認定し、このうち、「ポジティブスクリーニング」、「ESGテーマ型」および「インパクト」に分類したファンドを「ESGプロダクト(ESG投信)」と定義しています。

ファンドの運用戦略は、投資リターンに加え、サステナビリティ課題解決への貢献を目的に投資先企業等を選定している「インパクト」に分類されると委託会社が認定しており、「ESG投信」に該当します。

委託会社におけるESG投信の定義および該当ファンドは、ESG投信の規制動向、ESGに関する国内外の情勢、委託会社の認定基準の見直し等により、今後、変更となる場合があります。

委託会社のサステナブルプロダクト認定基準およびモニタリング状況については、以下をご覧ください。

<サステナブルプロダクト認定基準>

[https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible\\_investment/esg/integration/table/](https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/)

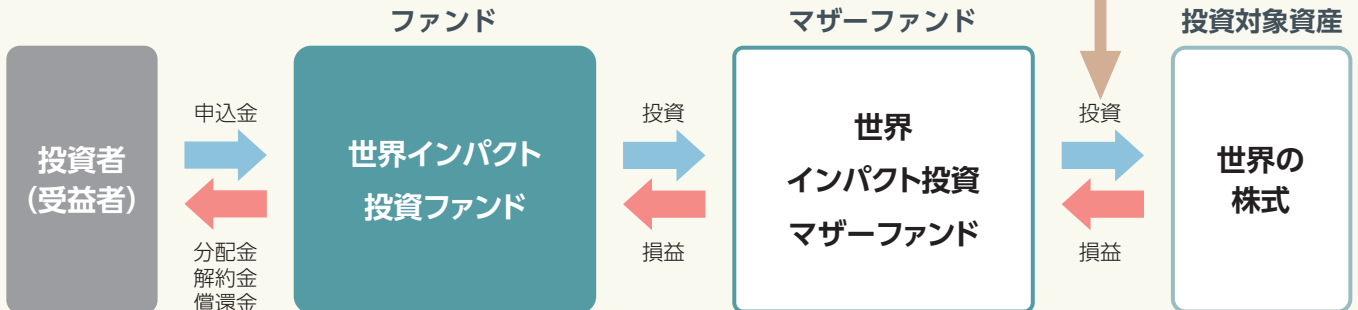
<モニタリング状況>

[https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible\\_investment/esg/integration/table/pdf/esg\\_product\\_monitor.pdf](https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/pdf/esg_product_monitor.pdf)

## ファンドのしくみ

- ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

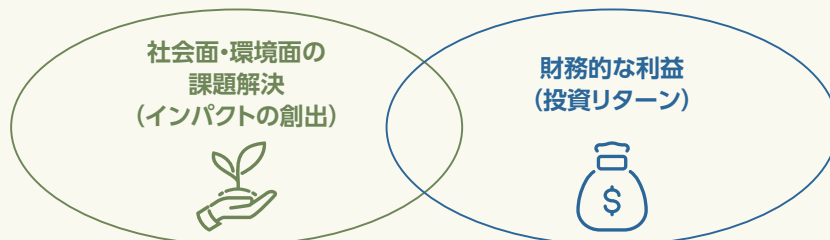
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。



## インパクト投資について

- インパクト投資とは、「社会面・環境面での課題解決を図る（ポジティブなインパクトの創出）と共に、財務的な利益（投資リターン）を追求する投資行動」と定義され、新しい投資の考え方として注目されています。
- インパクト投資は財務的な利益（投資リターン）を目指すことから、寄付や助成、奉仕活動などとは異なります。

### [ インパクト投資のイメージ ]



- ウエリントン・マネージメントでは、インパクト投資の対象企業の選定プロセスにおいてESG要素（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）への取組み）も考慮しますが、当該企業の中核事業が社会的課題等の解決につながらないと判断した場合は、対象候補から除外します。ESGへの取組みが積極的な企業でも、インパクト投資では対象にならないケースがあります。

### [ インパクト投資の投資手法 ]

#### ✓インパクト投資

- 社会面・環境面の課題解決(インパクト創出)を強く意図して投資する
- その投資成果を定量的・定性的に把握、管理(インパクト計測管理)することが求められる

(出所)ウエリントン・マネージメント、GSG国内諮問委員会等の情報を基に委託会社作成

## 当ファンドの投資テーマ

- 当ファンドの運用戦略では、「衣食住の確保」、「生活の質向上」、「環境問題」の3つのカテゴリーからなる11の投資テーマに基づき、地球環境問題や世界の社会的課題の解決につながる革新的な技術や事業を手掛け、新しい市場を切り開いているインパクト企業に厳選投資します。
- インパクト企業への投資は社会にプラスの影響(インパクト)を与えるとともに、企業の持続的成長を支え、投資収益の向上にもつながっていくと考えられます。
- 投資テーマに貢献すると評価される企業の組入比率は、原則として、マザーファンドの純資産総額の90%以上とします。  
※資金動向、市況動向等によっては、上記の組入比率の目安を下回る場合があります。

### [ 社会的課題に関連する投資テーマ ]

 <p><b>衣食住の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住居の確保</li> <li>水問題と公衆衛生</li> <li>健康促進</li> <li>持続的農業と栄養支援</li> </ul>	 <p><b>生活の質向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルデバインド(情報格差)</li> <li>教育と職業訓練</li> <li>金融サービス</li> <li>安全と危機管理</li> </ul>	 <p><b>環境問題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替エネルギー</li> <li>資源の効率化</li> <li>環境保全</li> </ul>
--	--	---

- ※投資テーマは、2026年2月末現在においてウエリントン・マネージメントが独自に設定したものであり、適宜または今後変更される場合があります。また、上記投資テーマのうち、複数の投資テーマにまたがる事業を行う企業へ投資する場合があります。
- ※画像はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

#### 国連の持続可能な開発目標(SDGs)との整合性

上記の投資テーマとは別に、投資対象企業を国連のSDGsの17目標に沿って分類します。さらに、SDGsにおける目標の169のターゲットとも照合しています。

### [ 国連の持続可能な開発目標(SDGs) ]

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	

## マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

### [ ウェリントン・マネージメントの概要 ]

会社概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ウェリントン・マネージメントは、世界最大規模を誇る独立系資産運用会社です。1928年に米国・ボストンで創業、長年にわたり長期の視点に立ち、高い専門性と強固な運用基盤のもと、世界の金融市場で多様な投資機会を追求してきました。</li> <li>● ウェリントン・マネージメントの運用アプローチは、株式、債券、サステナブル (ESG) 投資、オルタナティブ投資、マルチアセット運用、コモディティ、通貨、マルチ・マネージャー、負債対応投資 (LDI)、特殊戦略など、多岐にわたります。</li> </ul>
拠 点	世界に19拠点を展開しています。
従 業 員 数	2,789名 (うち運用プロフェッショナル821名)
運用資産残高	約209兆円 (約1.3兆米ドル)

■ ウェリントン・マネージメントは国連の責任投資原則 (PRI)、PRI格付声明、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)、国連の持続可能な開発目標 (SDGs)、さらに各地域や世界のガバナンス・コードに署名しています。

(注) 2025年12月末現在、運用資産残高は1米ドル=156.75円で円換算  
(出所) ウェリントン・マネージメントの情報を基に委託会社作成

### [ 運用プロセス ]

- マザーファンドの実質的な運用は、ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが行います。
- グローバル・インパクト運用チーム (株式ポートフォリオ・マネージャー1名\*、株式調査アナリスト2名\*、債券ポートフォリオ・マネージャー1名\*、平均運用経験21年\*) が担当します。

\*2025年12月末現在

## 投資テーマの特定

- ウェリントンのアナリストと緊密に連携し、革新的な事業を展開し新しい市場を切り拓いている企業への投資機会を追求  
他部門とも協働し、投資アイデアを創出
- ウェリントン独自のリサーチに加え、複数の情報ソース\*へアクセスし、世界の経済・社会の変化を踏まえて投資テーマを検証、随時見直しを実施  
\*国際会議、検討会、フォーラムへの参加、インパクト投資家や活動家との情報共有、ネットワークや外部諮問会議など

## 投資対象ユニバース (世界の上場株式)

- 投資テーマに沿って、投資対象ユニバース銘柄を3つの基準でスクリーニング

重要性	追加的効果	定量化
企業の収益や売上高などの50%以上を占める中核事業が投資テーマの社会的課題の解決につながる	その企業の社会的課題の解決につながる事業あるいは技術などが他にまねできない独自の存在である	重要業績評価指標(KPI)を通じて、社会や地球環境へのプラスの影響(インパクト)を定量的に評価することが可能である

(続く)

↓ (続き)

## 投資候補銘柄

- 投資候補企業の財務状況や資本政策、産業構造などのファンダメンタル分析、サプライチェーンの持続可能性、生産や事業運営にかかる環境コスト、企業統治(ガバナンス)などに関する評価、株価の上昇余地などを見極めて選別

## インパクト計測管理

- ウェリントン独自のインパクト計測管理 (IMM) の5つの基本要素の枠組みに沿った重要業績評価指標(KPI)を用いて、投資候補企業の製品やサービスが、インパクト目標にどのように貢献するかを評価

① 取組み (what)	どのようなアウトカム (結果・成果) が生じるのか? アウトカムは地球環境や社会にとってどの程度重要なのか?
② 対象 (who)	アウトカムは誰・何を対象としているのか? その対象はどの程度不十分、困難な状況なのか?
③ 成果 (how much)	アウトカムの規模 (インパクトの範囲、深さ、期間) はどの程度なのか?
④ 貢献 (contribution)	アウトカムに対する貢献度合いはどの程度なのか?
⑤ 潜在リスク (risk)	期待したインパクトが起きないリスクは何か?

- 投資候補企業の社会的課題解決へのコミットメントを定期的に定性的に評価
  - ・ 定量評価と定性評価を重ね合わせることで、広範な事業活動に関連した環境破壊などの負の外部性や、意図しないマイナスの影響を検証し、包括的なインパクトの把握を追求
- 投資テーマとは別に投資候補企業を国連のSDGsの目標に沿って独自に分類し、SDGsにおける目標の169のターゲットとも照合

## ポートフォリオ

※ 上記の運用プロセスは2026年2月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) ウェリントン・マネージメントの情報を基に委託会社作成

## [ウエリントンのスチュワードシップ方針]

■ESGは、1つまたは複数の環境、社会、コーポレート・ガバナンスの問題を指す広義な用語です。ウエリントンでは、ESGを投資判断のために適切に評価すべき数多くの要素の中の1つとして考え、ESGの分析とインテグレーションは、投資リターンの向上とリスクの軽減の両方に貢献すると考えています。

### ESG分析

ウエリントンのESGリサーチは、インベストメント・プラットフォームにおけるセクターチームに組み込まれており、すべてのポートフォリオ・マネージャーおよび運用チームが利用可能です。また、気候変動リサーチチームも社内全体に向けてサポートとリサーチ提供を行っています。ESGアナリストと運用担当者との強固な連携とコミュニケーションにより、理解の深化、分析の高度化、そしてより包括的なESG統合アプローチが実現されています。

当社では、ESG分析を独立した機能として分離することはしておらず、ESGに関するリスクと機会が、投資判断の中核に影響を与える可能性があると考えているため、お客様の運用成果にとっても重要であると位置づけています。

### 運用体制

ウエリントンでは、各運用チームの裁量を尊重するため、トップダウンで全社的な投資判断を行う最高投資責任者(CIO)を設けておりません。その代わりに、ポートフォリオ・マネージャーと運用チームは、運用アプローチの独自の投資哲学とプロセスをそれぞれ堅持し発展させています。こうした体制を通じて、運用チームがお客様のために追求した運用成果を実現できると考えています。また、異なる運用哲学を持つチームが投資アイデアを共有し闊達に意見を交わすことで、運用を取り巻く議論の強化に繋がると考えています。

### インテグレーション

各運用チームは、各チームの運用アプローチに即した形で適切にESGリサーチを投資判断に組み込んでいます。多くの運用チームにとって、ESGリサーチは投資価値を評価するためのインプットや視点の一つとなっています。ESGのインプットが各運用プロセスで持つ重み・重要性は、ESGの項目、資産の内容、運用哲学やプロセスによって大きく異なります。運用においてESGを考慮することは、特定の証券の投資テーマやポートフォリオに占めるウェイト、議決権行使や企業とのエンゲージメント活動において明確化します。これら個別のESG評価を行うことで、運用プロセスにおいてESGインテグレーションがより本質的なものになると考えています。

### 議決権行使

ウエリントンでは、以下の方針に基づき、議決権行使を実施しております。

- 1.顧客から議決権行使にかかる権限を書面により明確に委任された議決権を行使します。ただし、特定の顧客との事前の取決めにより、顧客が議決権行使にかかる権限を行使する状況を制限する場合、または、特定の議決権を行使しないことが特定の顧客または複数の顧客の最善の利益に資すると当社が判断する場合は、この限りではありません。
- 2.顧客の経済的利益を最大化するために議決権を行使します。
- 3.議決権行使に関連する当社と顧客の間に存在するすべての重要な利益相反を特定し、顧客の最善の利益のために解決します。

※スチュワードシップ方針は、今後変更される場合があります。

(出所)ウエリントン・マネージメントの情報を基に委託会社作成

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## 分配方針

- 年2回(原則として毎年2月および8月の10日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



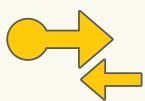
#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



#### 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点



### インパクト投資に関する留意点

- ファンドは、特定のインパクト投資テーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定のインパクト投資テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該インパクト投資テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。
- 保有銘柄がもたらすインパクトの評価を重要業績評価指標(KPI)の設定および計測を通じて行いますが、KPIの定義は主観的であり、それぞれの企業あるいは業界がもたらしているインパクトの性質および段階によって異なります。また、様々な理由から保有銘柄のKPIについて見直しを行うことがあります。そのため、当初想定したインパクト創出が達成される保証はありません。
- インパクト投資は、銘柄選定プロセス等において、ESG評価提供機関等が提供する各種データを利用する場合があります。当該データは、有価証券の発行体による情報開示に依存していることが多く、データの即時性、完全性、比較可能性は保証されていません。また、提供機関ごとにデータ収集方法・評価方法等が異なるため、同一発行体に対するESG評価が大きく異なる場合があります。



### 投資信託に関する留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

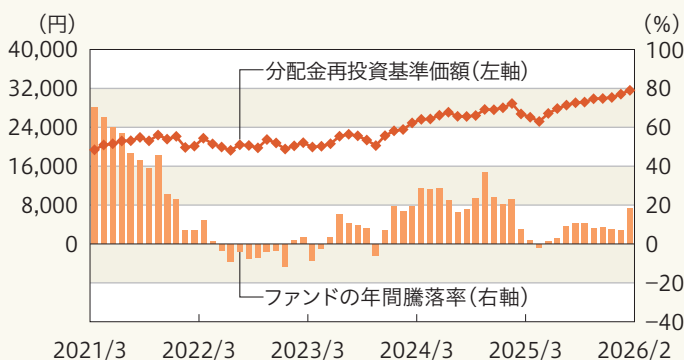
## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率:  
2021年3月～2026年2月

分配金再投資基準価額:  
2021年3月～2026年2月



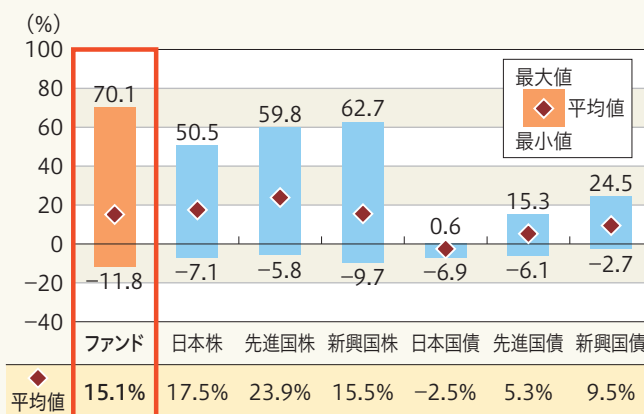
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド:  
2021年3月～2026年2月

他の資産クラス:  
2021年3月～2026年2月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX (TOPIX (東証株価指数、配当込み)) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

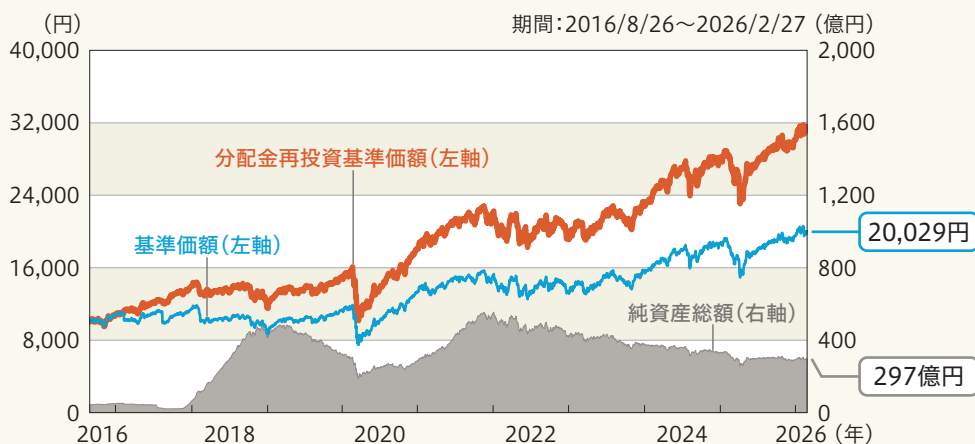
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2026年2月27日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2026年2月	450円
2025年8月	0円
2025年2月	500円
2024年8月	0円
2024年2月	250円
設定来累計	5,700円

※分配金は1万口当たり税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

### ■世界インパクト投資ファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.65
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	世界インパクト投資マザーファンド	99.35

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。  
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## ■世界インパクト投資マザーファンド

### 資産別構成

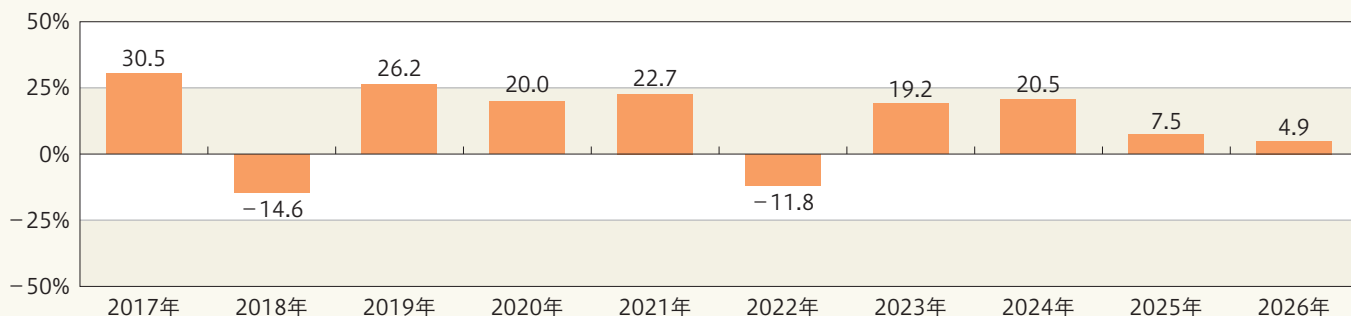
資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	53.94
	アイルランド	6.48
	イギリス	5.94
	台湾	4.55
	南アフリカ	2.51
	フランス	2.40
	その他	20.21
投資証券	アメリカ	1.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.50
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	GLOBE LIFE INC	保険	2.85
アメリカ	株式	COVISTA INC	消費者サービス	2.65
台湾	株式	CHROMA ATE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.60
アメリカ	株式	LAUREATE EDUCATION INC	消費者サービス	2.59
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	2.40
アメリカ	株式	WABTEC CORP	資本財	2.33
アメリカ	株式	HUBBELL INC	資本財	2.27
アメリカ	株式	XYLEM INC	資本財	2.12
ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・半導体製造装置	2.11
アイルランド	株式	JAMES HARDIE IND PLC	素材	2.02

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

### 購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

### 換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

### 申込関連

申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年5月8日から2026年11月5日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● 英国証券取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行の休業日 ● ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

### 決算日・収益分配

決算日	毎年2月、8月の10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## お申込みメモ

### その他

信託期間	無期限(2016年8月26日設定)
繰上償還	<p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>●残存口数が10億口を下回ることとなったとき</li> <li>●その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の 照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「世インパクト」として掲載されます。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>●当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</li> <li>●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2026年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に <b>3.3% (税抜き3.0%) を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に<b>年1.98% (税抜き1.80%)</b>の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>&lt;運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年1.05%</td> <td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.70%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.05%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。 ※委託会社の報酬には、世界インパクト投資マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(当該マザーファンドの組入評価額に対して年0.65%以内)が含まれております。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年1.05%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年1.05%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
その他の費用・手数料	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li> <li>● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li> <li>● 資産を外国で保管する場合の費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

<b>所得税及び地方税</b>	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------	-------------------------------

#### 換金(解約)時及び償還時

<b>所得税及び地方税</b>	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2026年2月末現在のものです。

## (参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年8月13日~2026年2月10日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.71%	1.98%	-0.27%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。





三井住友DSアセットマネジメント